

資料提供

令和3年7月13日  
課名:産業廃棄物対策課  
担当:河村  
内線:2962  
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社ACEに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社ACE 代表取締役 <sup>からつ</sup> 唐津 <sup>ともたか</sup> 知孝 (広島市西区中広町三丁目2番1-201号第八山本ビル)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409206474号 許可年月日：平成31年4月8日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年7月13日
処分理由	同社は、令和3年4月1日付けで、山口地方裁判所周南支部において、法第16条に違反したことにより罰金刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当するものとして法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。